

## 第8回年金業務・社会保険庁監視委員会議事録

1. 日時 平成20年2月26日(金) 14:00~15:30
2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室
3. 出席者  
(委員会) 葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員  
(総務省) 村木行政管理局長 田部事務室長 横田主任調査員ほか  
(厚生労働省) 宮島総括審議官 黒川政策統括官付社会保障カード推進室長  
(社会保険庁) 坂野長官 中野社会保険業務センター所長 北村統括管理官 鈴木運営部  
企画課長 松岡運営部医療保険課長
4. 議事次第
  - (1) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング
  - (2) その他

### 5. 会議経過

【葛西委員長】 ただいまより第8回年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。

(報道関係者退室)

【葛西委員長】 それでは、厚生労働省及び社会保険庁からのヒアリングを行います。本日は厚生労働省から宮島総括審議官、社会保険庁から坂野長官をはじめ、皆様のご出席をいただいております。前回に引き続き、年金記録適正化実施工程表に基づく進捗状況などのご説明をいただきますとともに、当委員会において宿題となっている事項についてもご回答いただき、その後、質疑応答をお願いしたいと思います。

それでは、ご説明をよろしく申し上げます。

【坂野長官】 衆議院の予算委員会で、社会保障に関する集中審議が行われておりまして、総務部長、運営部長はそちらに出向いております。本日出席ができません。申しわけなく存じます。担当課長から説明させていただくことをお許しいただきたいと思います。

【鈴木企画課長】 それでは、お手元の資料に従いまして、順次ご説明を申し上げたいと思います。私、企画課長からは、資料1及び2について、まずご説明させていただきたいと思っております。

資料1でございますけれども、これは定例的にご報告を申し上げます年金記録の統合等に係る作業の進捗状況でございます。

1枚目に総括的に載せてございますけれども、2の個別事項にまいりますと、(1)の

名寄せ及び特別便の送付につきましては、予定どおり進行しているということでございます。この進行状況につきまして、後ほど別の資料で詳細にご報告を申し上げたいと思っております。

(2)の特別便に係ります相談・広報関係でございますけれども、これは特別便の送付が進むにつれまして、年金相談体制の整備ということで、専用ダイヤルの拡充、700席から1,000席に拡充をいたしました。それとあわせまして、これは行政の資源だけではいろいろな国民のご要望にこたえられないということで、市町村、経済団体、企業、社会保険労務士、そういった方々の協力・連携のもとに、総合的に相談体制を確立するといった取り組みも講じているところでございます。この点につきましても、また後ほど詳細にご説明申し上げたいと思っております。

対応はそんなところでございますけれども、続きます2ページ以降にいつもながらA3の詳細な資料をつけてございます。お時間の都合がございますので、お目通しを賜りまして、必要に応じてまたご回答させていただきたいというふうに思っております。

恐縮でございますが、資料2でございます。「5000万件の名寄せ」及び「ねんきん特別便」についてということでございまして、2枚ほどおめくりをいただきますと、進捗状況ということで、2月18日現在というものがございます。これは上の欄が名寄せ処理ということで、コンピューター上の突き合わせ処理の工程、下のほうがそれを受けまして特別便の送付の工程ということで、2段書きで図示をさせていただいております。これは2月18日現在ということでここに線を引いておりますけれども、大体上の名寄せ処理につきましてはほぼ終了ということで、3月上旬には名寄せが終わるめどがついてございます。それに応じまして、下の特別便の送付につきましても、予定どおり3月までに送付が完了する見込みでございます。

この点につきましては、また後ほど直近の詳しい状況を別紙でご説明させていただきたいと思っておりますが、恐縮でございます、もう1ページおめくりいただきまして、2ページであります。

今、ご説明申し上げましたように、コンピューター上の突き合わせの処理、これがおおむね終わるということが見えてまいりました。12月11日の時点で名寄せについて何人、あるいは何データ該当するだろうかということ推計の形でお示しをしてございましたけれども、それにつきまして大体実績の見込みが見えてまいりましたので、ご報告を申し上げたいということでございます。

この上の横長の四角でございますけれども、第1次名寄せ分につきまして、推計では850万人、1,100万データということでございましたけれども、実績見込みでまいりますと、右にございますように、920万人、1,090万データということでございます。年金受給者、現役加入者の状況を、その下の四角い小さな箱でお示ししてございます。

それから、第2次名寄せ分でございますが、これはいわば本邦初の試みということで、どの程度該当するかということをお心配いたしておりましたけれども、大体推計で示しておりましたゾーン内におさまったかなということでございます。結果を申しますと、右下にございますように、110万人、データ数にして115万データ、受給者、現役加入者についてはその下の四角い箱のとおりということでございます。現在、これだけのものにつきまして、残り3月末までに順次、特別便を送付していくということでございます。

特別便の送付回答状況でございますが、次の3ページでございます。これは一番下の回答の状況までつかんでおります直近状況が2月12日現在でございますので、その時点でお示しを申し上げたものでございます。全体発送数128万で、到達したものが99.6%、同じく128万でございます。0.5%が住所の行き違い等で未到達ということでございます。これにつきましては、引き続き住所の確認をし、場合により市町村、事業主の協力を得まして、判明した新住所に送るという取り組みを続けてまいりたいと思っております。

一方で、お手元に届いた後の回答の状況でございますけれども、下から2つ目、回答というところにございますように、約46.5%、約60万人から回答を得ているということでございます。一方で、68万人の方はまだ未回答でございます。これは送ったばかりの方もいらっしゃいますけれども、ずっと前に送ってまだ回答がない方もいらっしゃいます。そこにつきましては、従来からご報告を申し上げますように、発送から3カ月、6カ月後を目途に、順次はがきの送付等で、この回答をお願いしていく取り組みを続けたいというふうに思っております。

回答の内容でございますが、一番下の欄であります。「訂正あり」と答えた方が約13万人、回答全体のうちの21.8%でございます。

一方で、「訂正なし」という方が47万人いらっしゃる。ここにつきましては、私どもは基本的にまずいろいろな取り組みをして、しっかりした確認をした上でご回答をぜひ賜りたいということで、幾つかの追加的な策を講じたわけでございます。

それが右下の四角に、小さな字で恐縮でございますけれども、ありますように、電話、

来訪による確認をお願いする文章を封筒に付記いたしました。

それから、2月6日からは加入履歴のチェックポイントをわかりやすく示した資料を同封して、送付をいたしました。それから、現場での相談、電話や来訪によりまず照会、相談におきまして、名寄せで該当した具体的な情報についての提供をするといったことで、積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。こういったような働きかけをしたわけでございます。

同時に「訂正なし」ということをご回答をいただいた場合につきましても、電話や訪問によりまして、入念的な照会の実施を現在のところ試みているということでございます。

そこで、先生方のお手元に、資料2の別紙というものをお配り申し上げているかと思えます。これがもうちょっと詳細に申しました現在の直近の状況でございますので、これでご紹介させていただきます。

発送でございますけれども、現在一番直近の状況で申しますと、左下の括弧内にございますように、2月20日現在で75万人に送付いたしましたので、計243万人に送付をしているという状況でございます。その中で、うち2月6日までの送付分128万人につきまして、回答の状況をさらに調べたものがございます。

それが次の右の欄の回答ということございまして、未到達の状況、未回答の状況等、1月7日時点の状況と比較をしております。未回答につきましても、率がだんだん低下してきて、逆に言えば回答をいただける方が比率としては増えてきたのではないかと考えてございます。回答をいただいている方も、その下の欄のように46.5%に至っている。先ほどご紹介したとおりでございます。その中で「訂正あり」につきましても、現時点で約13万人、10.1%で、1月7日の時点に比べますと倍増しておりますけれども、まだまだこれを上げていかなければならないということでございます。

そういうことで、この「訂正なし」の部分につきましても、対策の一番右下の欄にございますような、先ほどご紹介したさまざまな対策を講じているということでございます。

そういうことで大変恐縮でございます。もとの資料2の横長の3ページの次の4ページでございますけれども、そういったことも含めまして、現在の特別便の発送・相談・回答状況をまとめたものでございます。時点の取り方で数字がいろいろございまして、まことに恐縮でございますけれども、これはこの時点のデータにつきましても、2月12日時点が最新ということで取りまとめているということでございます。特に2番目の特別便専用ダイヤルにおきましては、こういったような応答率、まだ90%を維持しております、ほ

ば電話はとれている状況であるというふうに承知をしてございます。

続きまして5ページでございますけれども、ここにまとめましたのは先ほどご紹介を申し上げました、特にご回答をいただけない、あるいはご回答いただいた場合も、「訂正なし」ということをご回答いただいているような方に対してのいろいろな追加策の状況でございます。

にございますような、「必ずご確認・ご連絡をお願いします」という加入履歴のチェックポイントをわかりやすくお示しした資料の同封、これは2月6日からいたしておりますが、その中身につきましてはその次の6ページ及び7ページに年金受給者用、被保険者用それぞれサンプルをつけさせていただいております。お目通しを賜ればというふうに思っております。

それから、5ページの「ねんきん特別便相談対応マニュアル」の改訂ということでございます。これは一言で申しますと、私どもはいろいろ成りすまし等も大分懸念いたしまして、見つかった記録そのものについての情報提供に慎重であったわけでございますけれども、いろいろな受け取った方の反応などを見ますと、ここはもう一步踏み込んで、きちんと判明した記録そのものをお教えする必要があるだろうということで、特別便の相談対応マニュアルを改訂したということ、これは既にご報告したところでございます。それを用いまして、1月31日から具体的に実地での展開をいたしてございます。

その中身につきましては、マニュアル自体は非常に大部になりますので、8ページから10ページまで、フローチャートの形でお示しをしております。これは細部にわたりますので端的に申しますと、ご本人が自分の記録が漏れているということを否定することがない限りは、基本的に見つかった記録について、ご本人に情報を提供申し上げるという姿勢で臨むということでございます。これにつきましては来訪の場合ですが、それから10ページは電話の場合でございますけれども、電話の場合にもご本人の確認がとれました場合には、今申し上げたような基本的な方針で臨む。こういった方針転換を図ったということでございます。

最後に資料2の11ページ、最後のページでございますけれども、相談体制の強化ということでございます。これは冒頭の進捗状況で申し上げましたように、特別便の送付の進展に伴いまして、電話の相談体制の拡充をいたしております。ごらんのように350席から、今のところ1,000席まで拡充をしているということでございます。それとあわせまして、社会保険事務所での来訪相談の窓口につきましても、さまざまな拡充と人的な増

強を図ってございます。

それから、 にありますように、社会保険労務士さんのご協力を全面的にいただきまして、相談にご支援をいただくという取り組みを順次実施いたしております。具体的には、全国の社労士さんの事務所、都道府県の社労士会の年金相談センターで、無料の相談を実施していただいております。それから、相談の窓口、すそ野を増やすということで、市町村、郵便局、農漁協のご協力を得て、その一角に社労士さんに出張していただいて、そこで相談を受けるという取り組みも実施をしているところでございます。この関連で都道府県の社会保険労務士会に窓口装置、いわゆるウィンドウマシンというものをご提供申し上げるといことで、現在、個人情報にかかわる取り扱いその他につきまして詳細な詰めをいたしております、順次、これが整ったところから導入を図っているところでございます。

資料2につきましては以上でございますが、別添資料ということで、20年度からお送りをいたします特別便の様式を添付させていただいております。1枚おめくりいただきまして、A3の横長の大きな資料でございますけれども、これで20年度以降の送付分につきましてはの全体の流れを書いたもので、これはそれぞれの皆様のお手元にご送付申し上げますものではなくて、本日の説明用につくったものでございます。

左上からごらんいただきますと、これまでの特別便と同じような要領で、加入記録につきましてご送付申し上げて、ご確認をしていただくということであります。矢印を下にたどっていただきまして、それをご確認いただいた上でお返事をいただくわけでございますけれども、3月までの特別便では訂正がない場合にははがき、ある場合には記録回答票ということで、2つの方式をとっておりましたけれども、これは非常にわかりにくくて混乱もあるということで、4月以降は訂正があるかないかにかかわらず、年金加入記録の回答票を封入して、封書で返していただくものに一本化にしようということでございます。

それで、詳細につきまして申し上げます。ご回答を返していただく方法といたしまして、この紙の右側にございますように、記録に漏れ、間違いがある場合につきましては、受給者の場合には従来と同様、年金証書を持って事務所においでいただく。漏れ、間違いがない場合につきましては、返信用封筒で返送していただく。

被保険者、これは6月から実施をするわけでございますけれども、この場合につきましてはいわゆる2号被保険者、サラリーマンでございますけれども、その方々はできる限り事業主経由で送付をし、回答の回収もお願いをしたいというふうに考えてございます。基

本的に、確実にご本人に届きかつ回答も確実に回収できる方法をとりたいということで、こういった取り組みを今経済界とご相談中ということでございます。

そのほか1号被保険者及び3号被保険者、サラリーマンの被扶養配偶者でございますけれども、その方々につきましては同封の返信用封筒で返送していただく。

以上が流れでございますが、この次のページは封筒のイメージでございます。途中いろいろご指摘をいただきまして、とにかくご相談をいただくか、ダイヤルにお電話くださいということを、今回の場合、最初からごらんのように、赤枠で封筒の表に表記をさせていただいたということでございます。

もう1枚おめくりをいただきまして、次のページが年金記録のお知らせということで、それぞれの加入記録を書いたものでございます。この加入記録におきましては、一番右上にございますように、「社会保険庁でわかっているあなたの年金記録は表のとおりですと、『もれ』や『間違い』がないか、十分にお確かめください。ある場合も、ない場合も、必ずご回答をお願いします」ということを書かせていただいております。同時に、この表の表記では、「厚生年金の標準報酬月額、国民年金の納付・未納の詳細などはお示しできていませんので、少しでもご心配のある方は、社会保険事務所等にお問い合わせください」となっております。具体的には、この表の中に、サラリーマンの場合ですと、履歴を持っている方につきましてそれぞれの保険料のもとになった報酬の月額、国民年金の場合ですと、それぞれの加入期間ごとに納付をしたのか、未納であったのか、その辺の詳細まで私どもは情報として盛り込めておりませんので、そこを注意喚起いたしまして、お知りになりたい場合につきましては、恐縮ですけれども、事務所にお問い合わせくださいということをもっと書かせていただいたということでございます。

これを確認いただいた上で、次のページでございますけれども、これは受給者用でございますが、こういった形でご回答いただくということでございます。

主な変更点、3月までの特別便との違いといたしましては、まず現住所と電話番号、こういった連絡先をせっきくの機会でございますので、書いていただくという試みが1つございます。これは1番の欄でございます。

2番目の欄といたしまして、今まで「訂正あり」「訂正なし」というちょっとわかりにくい言葉を使ってございましたので、「もれ」や「間違いがある」「もれ」や「間違い」がないということで、もうちょっと具体的に選択肢を書かせていただいたということ、それから選択肢ごとに矢印で誘導して、次にどこに進んで書いていただいたらいいかというこ

とを書かせていただいているということでございます。

それから、一番下の欄でございます。結婚などで姓が変わられて、そのままいらっしゃる方、これは旧姓のままの記録ということで、1,975万件、これは今後、解明が必要な記録の中にとどめ置かれているというふうに私どもは考えてございますけれども、旧姓のお届けをしていただけない方につきましても、ここに書いていただくことによりまして、その方の旧姓の記録を見つける手がかりを得たいということで、これもすべての方に送付するせっかくの機会でございますので、4番のようなことを書いていただいでご返事をいただくということで、少しでも記録解明の手がかりにつなげたいということでございます。

それから、次のページ以降、回答票の裏面でございますとか、同封をいたしますリーフレットでございます。基本的には3月までの特別便の様式を踏まえ、この間いただいているいろいろな改善点につきまして、できる限り盛り込むという姿勢でつくって来たものでございます。

具体的にはA3の2枚目でございますように、「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の見方、3番というのがついたのがございますけれども、この見方につきましても2月6日以降、私どもが同封をいたしております加入履歴の見方、これをリーフレットの中に盛り込んで書かせていただいているということでございます。

ちょっとお時間をいただいて恐縮でございましたけれども、そういうことでこの特別便の様式に従いまして、まずは受給者の方に4月、5月で全員にご送付を申し上げるということで予定してございます。

私からは以上でございます。

【中野所長】 それでは、引き続きまして資料3、1枚紙をごらんいただきたいと思います。新聞報道等もございました事象でございますけれども、ご報告を申し上げます。

私どもは今、1,430万件の厚生年金の旧台帳、36万件の船員保険の旧台帳、これらの資料についてマイクロフィルムで保管されておりますものを転記しまして、磁気ファイル化するという作業を行っております。

その作業に当たりまして、昨年12月19日、フルキャストから派遣をされました派遣労働者の中に外国籍を有する作業員が含まれていたということが判明いたしました。フルキャストに対しまして、この作業について適性を有する者への交代の申し入れをいたしまして、外国籍を有する派遣労働者の転記作業がやめられたという事象がございました。こ

の方たちは姓・名の転記作業などを行っていたわけですが、姓と名の区分が正確に認識できないというものが、私どものチェックの過程で見出されましたので、こういった措置を講じたものでございます。

それで、これらの適性を欠く派遣労働者が転記したものにつきましては、既に必要な補正作業を行っております。

今後の対応でございますけれども、こういった作業に係った経費につきまして支払いを行わないことといたします。それから、今後、派遣労働者を活用して作業を実施する場合には、作業内容等を踏まえまして必要な適性を有する者が派遣されるよう、明確に派遣元に説明を徹底していくということで、適正な実施に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

【黒川社会保障カード推進室長】 私、社会保障カードを担当しています黒川と申します。よろしく願いいたします。

私のほうから社会保障カードの検討状況についてご説明申し上げたいと思います。

資料4をごらんいただきたいと思います。最初に1ページでございますが、社会保障カードにつきましては、有識者の方々による検討会を設置いたしまして、検討していただいているところでございます。メンバーの方々のお名前を書いておりますけれども、社会保障カードについては政府のIT関連の施策、いろんなところに関連が出てきますので、IT戦略本部に参加されている方々と、それから社会保障分野の有識者の方々に構成した検討会を設置いたしまして、ご検討いただいたところでございます。

そして、さらに右下のほうですが、保険者の方々ですとか、医療や介護のサービス提供者の方々との意見交換会を開催いたしまして、そこでいただいた意見なども踏まえて、先月1月に現時点での議論のまとめということで、社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書を取りまとめたところでございます。

報告書については資料として後ろのほうについておりますが、2ページ以下のところで、ポイントを簡単にご説明したいと思います。

2ページをごらんいただきたいと思います。まず、社会保障カードについては、最初に書きましたように、まずは年金手帳と健康保険証と介護保険証を兼ねるカードと。そして、さらにそのカードを使って、年金の記録などを自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるものということで検討しておりますが、将来的な用途拡大にも対応可能なものにするという内容になってございます。そして、平成23年度目途の導入を目指して、さらに

具体的な仕組みの検討を進めるという報告書の内容になってございます。

そして、現時点の報告書の内容として、ポイントとしては、オレンジのところですが、まず利用者の利便性向上のみならず、保険者ですとか、サービス提供者の方々の事務効率化を実現する仕組みを考えようと思っております。

それから、3ページをごらんいただきたいんですが、のところではプライバシーの侵害ですとか、情報の一元的管理に対する不安が極力解消される仕組みを考えようという整理しております。それから、さらにで、費用対効果にすぐれた仕組みという整理をいたしております。

4ページで最初にイメージをごらんいただきたいと思いますが、まず真ん中に社会保障カードというものがございませうけれども、まず社会保障カードについては、できるだけカードに収録する情報というのは少なくしようと。

そして、左下のほうにいろんなデータベースがございませうけれども、保険者のほうでいろんな情報を管理していますが、ここにアクセスする形で、いろんな情報を確認していくという仕組みを考えようということで整理をしております。そして、不正な読み出しができなくて、さらに引っ越しとか転職等で保険者がかわっても、保険証の再取得などが不要な仕組みを考えているところでございます。

そして、右の上のほうでございませうが、1人1枚のカードで年金・医療・介護それぞれサービスを受けることができる。

また、左の上のほうですが、まずオンライン上で厳格な本人確認を行った上で、自分の年金記録などをいつでも確認できる。さらに、上のほうで電子申請、行政手続きの申請などにも活用できるカードということで考えております。

それから、医療機関ですとか介護のサービス事業者、こういったところを利用した際に、一番下の紫のところですが、即時の資格確認が可能になると。さらに、自動転記されて、転記ミスによる事後調整のような事務負担が軽減できる。そういった仕組みを考えようということで整理をしているところでございます。

大変恐縮ですが、3ページにちょっと戻っていただきたいと思いますが、こういうカード構想でございませうが、先ほど申し上げたように、カードにはできるだけ情報を収録しないということで考えているわけですが、の2つ目のですが、その際にカードに加入者を特定するためのかぎとなる情報を収録して、その情報を使ってデータベースにアクセスして、資格確認を行うという仕組みを考えるということで、かぎとなる情報の候補として4

つの案を掲げているところでございます。

まず案の1として、各制度共通の統一的な番号を利用する案。それから、こういうカードを発行する際には、必ずカードを特定する識別子を設定することになりますので、それをそのまま利用するというのが案2でございます。それから、案3としては、現行からの移行ということを考えると、年金・医療・医療それぞれ番号を付番して加入者を管理しているということから、各制度の現在の番号をそのまま収録して、特定するという案が案3でございます。それから、案4として、番号というのは忘れてしまうということもありますので、番号ではない氏名ですとか、生年月日ですとか、そういった基本4情報を利用する案ということで、4案掲げているところでございます。

この点については、さらに具体的な仕組みですとか、それから移行期ですとか、異常時の対応を踏まえて決定していく必要があるということで、現在の報告書ではその4案を併記するという形でまとめていただいているところでございます。

それからもう1つ、 の費用対効果に優れた仕組みということでは、最初の ですけども、関連する仕組み、例えばレセプトオンライン請求で、医療機関と審査支払い機関のネットワークというのが22年度中にはおおむね整備される見通しになっていますので、そういった仕組みを活用するとか、あと住基カードの発行の仕組みというのが現在ございますので、そういったものをできるだけ活用するというところで、追加的な費用を抑えていこうということで整理をしていただいているところでございます。

あと、具体的にカードをどうやって配るかという点についても、市町村が交付する案、以下3案を併記しております。これも先ほど申し上げた住基カード発行の仕組みを使ってそのままやるとすれば、市町村が配るということになるんですが、それ以外に、例えば年金・医療・介護で最も対象者が広い、幅広くカバーしているのは医療保険ですので、健康保険証を発行するような感じで医療保険者が交付する案というものも考えられる。それから、郵送などの方法で、年金保険者である国が交付する案も考えられるということで、これもまた先ほどの4案と同じように、もう少しさらに具体的な仕組みを踏まえて決めていく必要があるだろうということで、現時点では3案併記という形に整理をしていただいているところでございます。そして、冒頭申し上げましたように、今後、引き続き検討会でさらに具体的な仕組みを検討して、整理をしていこうという報告書の内容になってまいります。

簡単でございますが、以上でございます。

【松岡医療保険課長】　　続きまして、資料5についてご説明したいと思います。医療保険課長の松岡でございます。

延滞金の徴収漏れについてでございますけれども、1ページ目でございます。前回の委員会におきましてこの件についてご報告いたしました際に、この当該事案を把握した経緯等について説明をするようにという求めがございましたので、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、延滞金の徴収漏れ事案を把握した経緯でございますが、平成18年11月に法令違反通報窓口にて「愛知社会保険事務局において不適正な差押え処理がなされている」との通報がございました。当初、個別的な事務処理誤りと考えておりましたが、調査を進める中で、延滞金を不適正に減額する事案であることが判明いたしましたので、愛知の事務局の差押えのオンライン入力データ等について調査をいたしまして、その結果を平成19年8月10日に公表いたしました。その後、同様の事案がないかということで、全事務局において調査を行いまして、平成19年12月26日に公表いたしました。

なお、この調査の過程で、福島社会保険事務局において不適正な収納処理の事案が見つかりましたので、それについてもあわせて公表いたしました。

2ページ目でございますが、今回の事案が業務監察で判明しなかった理由等でございますが、従来、社会保険庁における業務監察は、平成18年8月以前は、事業を推進する観点に立った指導に重点を置いてきたわけでございます。

しかしながら、平成18年5月に国年の不適正免除等の事務処理が判明した際に、当時の業務監察では発見できなかったために、18年9月から適正検査を実施するというところにいたしましたわけでございます。18年9月21日に愛知の社会保険事務所において適正検査に重点を置いて徴収業務の監察を実施いたしましたところ、滞納処分等の点検の中で、不適切な事務処理が行われている事案を発見いたしましたけれども、一たん事務処理誤りと整理しまして、内容についての確認を愛知の事務局に指示していた中で、法令違反通報窓口への通報がありまして、調査を行うに至ったものでございます。

次に、3として再発防止策等でございます。延滞金の徴収漏れ事案の再発防止策でございますが、厚生年金等の保険料を長期に滞納する事業所に対する的確な滞納整理事務の徹底について、適正な債権管理を推進するために、19年8月に通知を発出するとともに、本件の調査の結果を踏まえて再度周知徹底を図るということと、それから適正な差押えのオンライン入力のための手順を明確化するために、12月に通知を発出しております。

3ページでございますが、保険料の不適正な収納処理事案の再発防止策について。これは福島の事案でございますけれども、これについても関連で事務連絡をいたしております。

(3)の業務監察で把握することができなかった点に関する対応策でございますが、今後、不適正事務処理の発生原因の徹底説明によって判明したことを踏まえつつ、監察のあり方を抜本的に見直し、精緻化を図っていくことにしています。

なお、18年9月まで、各社会保険事務局における業務監察を担当する地方社会保険監察官は、各事務局ごとに職員の中から任命されておりました。十分なチェック機能を果たしづらい懸念がありましたので、18年10月に47の事務局に置かれていたこの監察官を9つのブロック担当事務局に集約配置しまして、本庁の直接指揮監督下に置くとともに、地方社会保険監察官にはこれまで所属していた管轄以外のものを担当させることを原則とするなど、見直しを行い強化を図ったところでございます。

4として、延滞金の徴収漏れの件数が多かった社会保険事務局の原因についてでございますが、これは愛知の事務局で調査をしたところでは、長期間にわたり納付の意思を示さなかった事業主等の納付交渉を円滑に進めるために、こういったことが行われる事例がありました。徴収漏れの件数が多い事務局における原因等については、現在、調査を進めているところでございます。

以上でございます。

【中野所長】引き続きまして、資料の4ページをごらんいただきたいと存じます。

厚生年金保険及び国民年金の台帳等の保管状況ということで、これに類似した資料を前回お示しをいたしました。こちらの台帳とコンピューターの中にはない記録についてこういう形で整理をさせていただきましたので、この資料の下のほうに、社会保険オンラインシステムによって管理をしております記録の数を記載させていただきました。

その状況は5ページをごらんいただきたいと存じますが、どういう状態になっているかというのをイメージで示させていただいたものが5ページでございます。上のほうに黒い枠で囲っております部分、記録数2億5,000万件、記録数5,000万件、これら合計約3億件でございますが、これらが社会保険オンラインシステムの中に収録されている記録でございます。

それで、8億5,000万件と言われております台帳等の記録でございますが、これらは下のほうに記載しております。これは前のページの表と同様の内容になっておりますが、紙の台帳、あるいはマイクロフィルム等に収録されておりました、これらをもとにしまし

てオンライン記録が収録されてきた、その基礎資料となったものとして保管されている記録数が8億5,000万件ある。こういった関係にあるということでございます。

資料6ページ目からでございますけれども、こちらのほうをちょっとご説明させていただきたいと思います。

どういった事象かということをもとに1のところに記載をいたしておりますが、年金記録の訂正などによりまして年金額をさかのぼって変更いたしまして、過去の分も含めまして一括して支払いを行う場合、社会保険庁では、従来から一括した年金をその年の収入金額として処理を行ってまいりました。こうした場合、各年の公的年金等の収入金額として源泉徴収税額を計算・徴収した場合と差が出てまいります。そういう意味で適正な取り扱いではないということが確認できましたので、これを改めることといたしました。

それで、この影響範囲でございますけれども、年金額の裁定変更があった方のうち、課税があり、かつ裁定変更した年より前の年金支払額がある方に限定をされてまいります。この具体的な数等については、現在、調査中でございます。

対応でございますが、現在、確定申告が行われておりますけれども、まず過年分の年金が一括して支払われた場合の源泉徴収の取り扱いについては、早急にシステム改修を行いまして、取り組むこととしておりますけれども、そのシステム改修が完了しますまでの間、以下のような対応をしたいと思います。

(ア)のところに記載しておりますように、国税庁と連携をいたしまして、確定申告の際に必要なというお申し出があった方については、源泉徴収票を正しいものに再発行させていただきます。この取り扱いについて、税務署で再発行の受け付けをしていただいて、それをファックスで社会保険庁に送付をしていただくという形で取り扱いをさせていただくことにしております。

2ページ目でございますけれども、18年以前分の修正申告を行おうとする方についても、同様の対応をさせていただきます。

それから、(ウ)に記載をいたしておりますが、その結果、徴収額に差が生じ、徴収した額をお返しするような場合は、今後、年金をお支払いする過程の中で過不足を調整させていただくということにいたします。

それから、(エ)に記載をいたしておりますが、お申し出のなかった方も含めて、20年度早期にこういった誤りがあるというお知らせを個別にさせていただきます。

その上で、(2)にございますようなシステム改修をいたしまして、源泉徴収票の再発

行、必要な税額調整等を行うことといたしております。

以上でございます。

【葛西委員長】 どうもありがとうございました。それでは、説明につきましてご意見、ご質問ございましたら、どうぞ委員のほうから自由にご発言をいただきたいと思います。

【岩瀬委員】 まず、2点ばかりお聞きしたいと思います。

先ほど名寄せがほぼ終了したというお話がありましたけれども、名寄せを始める前に524万件の氏名等のない記録が100%補正ができてなくて、できた部分だけで名寄せをかけて、残った部分は補正を終えて、再度名寄せをかけるときいていましたが、これはもう終わったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

【中野所長】 524万件の補正を終えた後の記録による名寄せを行いました。それで、その結果に基づき、お知らせをすることにしております。

【岩瀬委員】 つまり重複の部分を外して発送するということですね。重複というか、2通同じような記録がいかないようにフラグを立てるなりして、混乱をしない処理をした上で、これから発送するということよろしいんですか。

【中野所長】 3月までの間に調整をして、2通いくことがない形で名寄せの結果をお知らせするということです。

【岩瀬委員】 もう1点お聞きしたいんですが、4月以降、いわゆる全員便というのをお出しになると思うんですけども、これは郵便番号順に出していくということでしょうか。

【鈴木企画課長】 受給者の場合と加入者の場合で、違うやり方をせざるを得ないと思っております。受給者の場合は、今やっているのと大体同じようなやり方でやろうと思っております。

ただし、加入者の場合につきましては、先ほどご報告申し上げましたように、例えば2号被保険者は事業主経由で渡しますので、非常に大きな会社の場合には本社で一括適用している会社などございますけれども、そこはその会社の中で配っていただく被保険者の数が多くなります。そういったしますと、それをどういうふうに配りやすいようにソートしてお渡しをするかということも一方で視野に入れながら渡さなければなりませんので、これは郵便番号で一括ということではなくて、事業所ごとのグループと、それから1号、3号というふうに事業所を経由しない直送するグループ、2つに分けて、それぞれ送り方を考えていきたい。まだ今、検討中のものもございますので、そこは現在詰めているとこ

ろでございます。

【岩瀬委員】 追加でちょっとお聞きしたいんですが、1億人に送るわけですから、相当の反応があるというか、混乱が予想されると思うんですが、それに対して対応をきちんととれているかどうかというのをお聞きしたいんです。とりわけ市町村での対応体制をきちんとされたほうがいいのかと思います。今までずっと市町村ではウィンドウマシンは使えないんだという説明がなされてきたと思いますけれども、省令を変更して協力・連携事務の中身を書き直して、その協力・連携事務を広げれば、法律を書きかえないでも市町村で十分ウィンドウマシンを使えるというふうに聞いたんですけれども、その点はどうでしょうか。もしそうであれば、至急書き直して、市町村に対してウィンドウマシンの貸与を始められたほうがいいんじゃないかと思います。

【鈴木企画課長】 私どもは基本的に市町村のお力をかりませんと、4月以降の大量のいろいろなご相談などにさばき切れない事態があり得るだろうとっております。その中で、ウィンドウマシンにつきましても、特に絶対的な法律上の制約その他がないかどうか。ない場合には、ご提供申し上げるというスタンスでやりたいとっております。

今現在、どういう状況かと申しますと、総務省のほうと具体的に、市町村の事務の整理をいたしております。今、まさに岩瀬先生がおっしゃったように、いわゆる法定受託事務なのか、協力・連携事務なのか。私どもはこれは協力・連携事務ということで整理をするということなんだろうなというふうに思っておりますけれども、そういった事務の整理をきちんと所管省庁とした上で、ウィンドウマシンのご提供も含めてやっていただけるような環境を整えなければいけないと思っております。

ただ、今現在、承知しているところでは、まだ総務省のほうと、最終的に事務の整理をこういうふうにしたいということで、協議が整ったという状況ではありませんので、これはできるだけ早くやりたいと思っております。

事務の整理をしていく上では、法定受託なのか何なのかという大上段に振りかぶりますと、なかなか難しい面もありますので、例えばそれを補完するようないろんな構成がとれないだろうかということも視野に置いて、今、協議・調整をやっているという状況でございます。いずれにしても、なるべく早くそのところを整理したいと思っております。

【岩瀬委員】 わかりました。

【村岡委員】 1つ伺いたいんですが、資料2の3ページの訂正が13万件来たというのがありますよね。この13万件の訂正の内容については、もう確認しておられるんです

か。

【鈴木企画課長】 これは基本的に「訂正あり」ということでいただいておりますので、私どもはいただいたものの中身につきまして、今、入力まで済んでいるかどうかというのは確認できておりませんが、回収と確認はいたしております。

【村岡委員】 伺いたかったのは、要するにこの13万件の回答が、今、社保庁で把握しておられる情報と合っている回答をされているのかどうかということについては、現時点ではおわかりになっているんですか。

【鈴木企画課長】 基本的にはご本人からご回答いただいておりますので、正しい情報であろうというふうに思っておりますけれども。

【村岡委員】 ですから、ご本人から、例えば私は何年何月からどこそこにいましたという情報をいただいて、それを社保庁の持っているデータと照らし合わせて、正しいということがわかったのが13万件なんですか。

【鈴木企画課長】 失礼いたしました。この13万件はあくまでご回答をいただいた方ですので、これを今、一つ一つ場合によっては対面、あるいはお電話の場合もありましようけれども、確認作業を順次進めているという状況でございます。

【村岡委員】 13万件のうちどれだけが正しくて、どれだけがあやふやかとか、そういう点はまだわかっておられないですか。

【鈴木企画課長】 今の時点で、手元に持ち合わせてございません。

【村岡委員】 わかりました。

【岩瀬委員】 もう1回お聞きしたいんですけれども、今、総務省との間で事務の整理をされているということで、その話がついて、厚労省の省令を変更すれば、ウィンドウマシンを問題なく貸与できるというふうに理解していいんですか。その場合、省令というのは、どういう省令を変更すればいいのか教えてもらえませんか。

【社会保険庁】 そのあたりは今、向こうと整理をしているところでございまして、要は市町村と国との年金関係の仕事の関係、これは基本が法律で決まっております。行政主体がすることありますから、国がやる仕事、それから市町村の仕事は法律で決まっているわけですが、ただ、その法律の趣旨に縛られることなく協力・連携という形、あるいはそれを個別に市町村と協定を結ぶような形で市町村に仕事をしていただくというフレームもございまして、そういうもののどれに位置づけて、市町村に我々の、本来であれば確かに国の仕事ではありますけれども、市町村に相談業務をやっていたらのように整

理しているところでございます。

【岩瀬委員】 しかし、協力・連携事務の中に相談業務が一部入っているわけですね。

【社会保険庁】 ただ、協力・連携は国民年金の事務に関してでありまして、今回は厚生年金の事務も含めてということになりますので、そのフレームでいくのか、あるいは別のフレームである必要があるのかというのはところを検討しています。

【岩瀬委員】 この協力・連携事務でいく場合は、何を変更すればできるのであって、別のフレームというのはどういうものかというのを教えてもらえませんか。

【社会保険庁】 そこは今、相総務省と相談しているところでございまして、今、正確に整理をしてないところです。

【岩瀬委員】 わかりました。

もう1点お聞きしたいんですけども、さっきのフルキャストの中国籍の方の件なんですけれども、これは事前にフルキャストから社会保険庁にそういう中国籍の人を使いますという申請があって、それを社保庁は承認していたんですか、していなかったんですか。

【中野所長】 事前にそういう報告があったわけではございません。フルキャストがそういう派遣職員を配置して、職務に当たらせたと。その結果を私どもが点検をしていく過程で、適正な転記が行われていないということに気づいた、発見をしましたので、こういう措置を講じたということでございます。

【岩瀬委員】 ということは、フルキャストは日本語資格検定の2級以上を取っているから、この人たちは転記事務ができるだろうと勝手に判断をして、人が足りないのそういう人たちも派遣職員として雇ったというわけですね。

【中野所長】 私どもは、適性を有する者を配置してくださいということを仕様書のほうにも記載しております。適性を有すると判断をして、配置してきたんだろうと思いますが、結果としては適性のない人であったということでございます。

【岩瀬委員】 わかりました。

【磯村委員】 まず、村岡先生が質問されたことに対する確認でございますけれども、13万件回答が返ってきた、訂正がある。社会保険庁のほうで把握しておられる追加すべき記録と、ご本人が訂正があるとおっしゃった記録の食い違いの部分というのは、大変大事な部分だろうと思うんです。というのは、5,000万件の名寄せの精度にかかわるところだろうと思われるんですが、これはどんな項目をどんなふうにして、いつごろまでにお調べになる予定でしょうか。名寄せの精度のフォローをなさるとい作業になると思う

んですけれども。

【鈴木企画課長】 今ご指摘のように、結果的にその部分については、名寄せの精度の検証になると思っております。今現在、いつまでにどの程度を片づけるかというのは、ちょっと今持ち合わせてございません。率直に申し上げますと、とにかく回答をできるだけ多く、しかも「訂正なし」の方が非常に多いので、ここのところをもう一度確認をして、正しい認識に基づくお返事をいただくというのに全力を挙げている状況でございます。これがある程度目途がつかますと、今、先生がおっしゃったような、まさに13万件に類する部分の検証に移ってまいらなければならないと思っております。

その際には、当然まず期間、加入制度とかいうのはもちろんでありますけれども、実際上は加入期間の部分がどうであったのかというところの違いというのが1つかぎになるのかなと考えております。私どもはいわゆる期間重複につきまして幾つかの前提を立てて、名寄せでセーフになるもの、あるいはアウトになるものを仕分けてまいりましたので、それが実際どうだったかというのが1つのポイントになるかなというふうに思っております。

【磯村委員】 もう1つ、今度は「訂正なし」の部分について、入念的調査と表現しておられますよね。それをやっていらっしゃいますね。実はこれが車の両輪になるんじゃないかなと思われまます。「訂正なし」のほうで をつけてこられた方がそうではなかった。現実には社会保険庁で記録を見つけておられたというのが一方にあるわけですね。それと、一方では、今度は社会保険庁で見つけた記録もご本人の言うのと違ってると。この両面から攻めていかなければいけないのだろうなと思うんです。これからどんどん13万件という件数が増えていくはずでございます。増えていけばいくほど、後になればなるほど調査が大変になりますね。

そこで、どこかの時点で思い切って調査を試みるべきだろうと思うんです。検証のサンプリングですね。その辺は皆さんの今目先、対応しなければならない作業との兼ね合いはあるだろうと思うんですけれども、どこかで一遍踏ん切りをつけて中間的におやりになって、その結果、5,000万件の名寄せの検証がどうであったのか、それから一方、「訂正なし」とご返事なされたことは一体どこに勘違いの背景があったのか、この両方をおつかみになる必要がどうしてもあるだろうなと思われまます。でないと、せっかくやった5,000万件の作業が、それでよかったのか悪かったのかわからないわけですね。その点、ひとつぜひお願いしたいと思ひます。スケジュールだけでもお教えいただけません

か。でないと、いつまでもずるずるとなって、やっていけばいくほど件数が増えていくと大変になると思います。

【鈴木企画課長】 まさに私どもはお送りをして、国民の皆さんの反応がわからない部分もありますので、実際反応していただいたものがどういう理由でそういう反応になったのかというのを見ながら、事業のほうも軌道修正していかなければいけないと思っております。そういう意味で、「訂正なし」の部分についてのサンプル調査というのは緒についている部分もございますけれども、今申し上げたように、「訂正あり」の部分につきましてもある時点でサンプル調査を設計して、できるだけ早くスケジュールの目途を立てて、実施を試みたいと思っております。また、ご報告をさせていただきたいと思っております。

【磯村委員】 お願いします。

2つ目でございます。岩瀬委員が質問された、市町村にウィンドウ端末を貸与する件について、今の協力・連携業務という位置づけでやっていただけそうな雰囲気になりましたので、これはこれで大変結構なことで、ぜひ成功させていただくようお願いしたいと思います。一方、かねがね、なぜ市町村がウィンドウ端末を厚生年金の部分について見られないのか、その根拠条文を教えてくださいとお願いしているにもかかわらず、そのご返事がいまだにないんです。それは今のような作業の背景があって、下手にだし合うと、それに縛られるからまずいというんなら、それはそれで大変結構なことです。ぜひその理由を、縛られるとまずいから出してないのかどうなのか、それだけ教えてください。

【鈴木企画課長】 決して縛られるからまずいということではございませんで、今、年金保険課長のほうからもご報告申し上げましたように、これは基本的には地方自治法の解釈にわたる部分がございます。事務の区分整理というのは、地方自治法でしっかり定まっているものでございまして、有権解釈権ももちろん私どもじゃなくて、総務省のほうにある。そういう段階で、今まさにその部分の区分整理の考え方を両方協議をして、整理をしているということでございますので、それが相整った段階では、今、先生からご質問のあったところにつきましても、ある程度明確にお示しをすることができるんじゃないかと思っております。

【磯村委員】 それが使えるようになったら、何にもそんな法的根拠は要らないんですよ。

【鈴木企画課長】 逆にそこがはっきりしていないので、私どももまだ白か黒か、か×かというの出ない面も、総務省としておありになるんだろうと思っております。

【磯村委員】　　そうですか。善意に解釈して、今、そういう作業が進行中だから、下手にノーだという法的根拠を出すと、それがひとり歩きしてもまずいので、あえて出さないんだというふうに理解してよろしいですか。

【鈴木企画課長】　　確立した見解として答えが決まっていないので、出しようがないのだということになるんじゃないかと思います。

【坂野長官】　　今、課長が正確を期して申し上げておりますが、別に関係する条文を資料でお出しするというのは、私は、聞いてなかったんですが、前からご要望いただいたとすれば、申しわけございません。全部きちっと耳をそろえて、正確なものとしてお出しすることはできないかもしれません。私どもが関係があるんじゃないかと思うという条文は、その分、抜き刷りにしてお出ししたいと思います。

【磯村委員】　　いや、もう要りません。そのかわり、うまい解釈で市町村がウィンドウ端末を使えるように是非してください。むしろそっちのほうが大事なんです。お願いできますか。

【坂野長官】　　今、私どもとしては、そういうことをしたいということで協議をしているということで、この場は私として答弁する材料はないです。ですから、総務省が、特に総務省の自治行政局において、地方自治法の解釈を踏まえて、我々がしたいと思っていることについてどうやればできるかということ具体的に教えてもらいたい。そういうことを言っているわけで、それでもし総務省の自治行政局がこれはだめだということなら、今度はだめだという明確な根拠を私のほうにくださいよと。そういうことになるわけでございます。

【磯村委員】　　わかりました。頼もしいご発言を伺いました。前に坂野長官から、あれはいろんな法律上の制約があることと公務員倫理法の問題があることと、両面から絶対だめなんだという意味のことを伺っておりますので、私がこだわっているわけです。

【坂野長官】　　すみません。私は絶対だめだということを申し上げたつもりはないです。ただ、そういう制約が、特に分権一括法で法定委託義務というものを非常に縮小して、限定した。そういう経過を踏まえると、単に我々の必要性の観点だけから市町村にいろんなことをお願いするということについては、慎重な検討が必要であると。そういうことを私は申し上げたつもりであって、絶対に不可能だとか、可能ということを申し上げたつもりはありません。

もう1つは、物理的にウィンドウマシンの台数の制約という問題もあるということは、

担当部長が申し上げたと思います。これは追加調達をかける必要がいずれ出てくると思っております。追加調達をかけるとなると、調達をかけて新しく製造ラインを立ち上げてもらって、製作をするということになりますので、それなりに時間も要るだろうとか、そういういろんなことを考えて私は申し上げたつもりでございます。もし誤解がありますれば、この場をかりておわびを申し上げます。

【磯村委員】 わかりました。それでは、総務省のほうからだめなんだという場合の理由をここでご披露いただくということにして、私のほうから法的根拠を出していただく要請を取り下げます。

【住田委員】 まず、私もこれまで何回かお聞きしてきたことのつながりになるかと思うんですが、こういう迅速に大量かつ専門的な内容の職務を進める場合、専門家の手をかなりかりる必要があるわけですが、人員体制はいかがですか、特に職員団体とのお話し合いはどうなっているんですか。

今回は、気になるところが幾つかありまして、先ほどの外国人、日本語があやしい方々が転記作業をやっていたこと、また、電話につきましても素人の方で、何の役にも立っていないということなどが報道されました。今後訪問等を実施して、無回答の方、それから「訂正なし」の方に対して入念な調査をやらなくてはいけないというときに、かなり専門家の手が必要でしょうが、人員をどういうふうに予定しておられるのか。正規の職員の残業を考慮しておられるのか。市町村の職員や社会保険労務士さんの手をかりることについて具体的にどのように考慮しておられるのか。またこういう派遣労働者を入れざるを得ないというふうに思っておられるのかということ、そこが1つです。

それから、2点目なんですけれども、資料5の一番最初の1ページ目にございました件で、延滞金の徴収漏れの問題についての私の法律家としての感じを申し上げますと、これはすべて「不適正」という言葉で統一して書いておられますが、この問題は不適正というレベルにとどまるものではなくして、違法であり、なおかつ犯罪にもなり得るものではないかということです。あまり決めつけてはどうかと思いますけれども、例えば背任かもしれませんし、コンピューターの記録、電磁的記録の不正作出罪にあたるかもしれません。差押えという不名誉な事実を入れて、結果的には有利になるかもしれませんけれども、払った実績づくりの便法に使われているということは、一般的なやり方を逸脱して、犯罪的な手口であるというふうに私は考えております。

動機についてはまだ調査されているようですけれども、想像するにはおそらく数字を上

げるための粉飾ではないか。これは坂野長官がいらしてからの昨年末の公表事実ですので、まだ調査が続いているならば、厳正に対処していただく必要があるし、再発防止は単にこういう問題に対してはいけなかったというだけじゃなく、こういうことが起きた原因についてよく究明した上で、社保庁がなさっている数字に対して疑念の生じないような形で、今後当たっていただく必要があるだろうと思います。

以上です。

【鈴木企画課長】 1点目の人員体制の話でございますけれども、今現在、お話がございました職員団体との関係で申し上げますれば、今後、私どもが進めようとしております仕事の関係で、職員団体との交渉、あるいはその意見が支障になっているということは全ございません。ある意味で非常に協力をしてやってくれているという印象を持っております。

その上で、今後、いろんな業務が発生してまいりますけれども、それは私どもの職員だけでできるかといいますと、それは当然できないものが出てまいります。現在も例えば電話の相談など、アウトソーシングをしているということでございますし、そういう意味でいきますと、必要になってきます仕事の性格に応じて、職員でなければできないもの、あるいは職員のかわりにまさに資格を持っていらっしゃる社労士の先生方をお願いをすべきもの、それから単純作業と、こうやって仕分けてやっていくということだろうと思っております。今現在進めておりますのは、そういった今後見通せる作業にどのようなものがあるのかということと、その性格、性質を見て、どの程度の人員が確保できるかというあたりの検討をそろそろ始めているということでございます。

ちょっと抽象論で恐縮でございますけれども、今現在の状況を申し上げますと、社労士さんの全面的なご協力が得られておりますので、具体的には相談窓口、あるいは一部訪問に類するような部分、この点につきまして社労士さんのご協力が得られて、全体としてマンパワーは回っている状況だろうと思っております。

ただ、先ほどご指摘もございましたように、4月以降、大量の特別便の発送と、おそらくそれに伴いますリターンがあると思っておりますので、そこをどういふようリソースで裁いていくかというのは、今のうちから十分検討しておりますし、さらに詰めていかなければいけないというふうに思っております。

【坂野長官】 それから、ご質問の後半の件について、私どもは不適正な事務処理事案と言っておりますが、おっしゃるようにその事案の中には具体的な調査を進めれば、その行為者が意図的にそういうことを行って、国の方に不利益を被らせているという可能性は

理論的には否定できない。したがって、既にマスコミの方に発表したときも、記者会見などでもお答えしておりますが、個別事案の調査を行う中で、犯罪の可能性が高いということになれば、当然、それに必要な告発その他の手続きはとるという姿勢でやってきております。これまで横領だけに限らず、横領に非常に類似したような犯罪が発覚した場合は、すべて告発の手続きをとるというルールにしておりますので、そのルールにのっとってやっていきたいと。だから、事案の内容によってどういう告発内容にするか、それはそれぞれの事案によるということだと思っております。

【住田委員】 要するに不適正という言葉はこの場合にはふさわしくない言葉であるので、こういうことを書かれるときには、違法ないしは法令違反の疑いがある。そういうふうなきちとした用語でお書きにならないと、逃げているように思われて非常によくはないのではないかということです。

【大宅委員長代理】 この資料2の3ページのねんきん特別便の回答状況について。発送したのが128万人で、到達が128万人というのは変ではないですか。どう考えても。到達したかしないかを論じているのに、ここで数字を丸めてしまって128万だったら、これは100%ということなんですね。ここでやりたいことは、6,000に到達していませんということを明らかにすることであって、ここで数字を丸めてしまったら、何の意味もないのではないですか。最初見たときに、何でこうなっているんだろう、おかしいと思います。

それで今、住田さんがおっしゃったことと私も同じことを申し上げたかったのですが、さっきの中国人を使った件で、今後は派遣元に対する説明を徹底するなど書いてあるんですけども、苗字と名前が分けられるか分けられないか、できるかできないかチェックするのは発注側にあるんじゃないかと私は思うんです。

また、それとは別にコールセンターで350席から1,000に増やして、これから先1,300まで増やす。数が増えるのはいいんですけども、ほんとうにちゃんとまともに対応ができる人を雇う、派遣かなんかで来るとは思いますが、それをチェックできないのだと、ただ数を増やしただけだと、質としては向上しないということになるんじゃないかというのがちょっと気になったので、そのことだけ申し上げます。

【社会保険庁】 相談推進室でございます。まず、コールセンターの発注に当たりましては、当然、どういう人材を求めるかということ仕様書として提示しまして、それを満たす人材を確保していただきたいということをお願いするということを徹底しております。

それから、その研修につきましてどういう研修をするのかとのお尋ねですが、これは1,000人を超えるオペレーターの職員一人一人に私どもが直接研修することはなかなか難しい、物理的に厳しい問題がございますけれども、大体オペレーター10人につきまして1人ぐらいずつオペレーターの監督役、スーパーバイザーと呼ばれている職員が置かれております。このスーパーバイザーに対しまして、私ども社会保険庁職員が私どもの用意しました教材を使って研修を行う。彼らはその後、事務について研修を行うということにしておりますけれども、彼らに対しては指導を行うとともに、それぞれのオペレーターの質の確保ということもお願い、指示はしております、彼らがうまくワークするように我々もスーパーバイザー、あるいはスーパーバイザーをさらに管理する責任者の管理者という者がおりますけれども、彼らに対する監督に努めてもらいたいと思っております。

また、磯村先生から、オペレーターの質の確保につきまして、こういったチェック方法もあるんじゃないかという具体的な方法論についてご示唆いただいている部分もございますので、そういった形を活用しながら、オペレーターの相談業務についての確保につきましては努めてまいりたいと思っておりますし、あるいはお客様からの各種のご指摘などいろいろな形で私どもに寄せられることになっておりますので、そういった形で寄せられたものにつきましては徹底を促すためにきちんとした対応をしてみたいと考えております。

【葛西委員長】 今の宅委員のお話には同じような意見なんだけれども、例えばスペックを明らかにして、こういう資質を持っているところに実施する、そういうスペックを満足しなさいと発注した以上、後で起こったことは業者だけの責任というわけにはならないですね。それは国の仕事の一部を彼らに任せたのであるから、任せたことによってもしそこで問題が発生すれば、まず業者に対してはもちろん国から請求をする権利があるし、義務もあると思いますが、対国民という観点でいうと、これは時間や税金をむだにしたという点で発注側に責任があるんだということになると思うんです。

作業をできるだけ迅速にやらなくてはいけないから、完全に実績のある業者の中からだけ選ぶということでは、多分、戦力の拡大はできないんでしょうが、発注者の側には発注した相手の受注能力、資質についても責任があるという気持ちを持たないと、また同じようなことが起こるのではないかという気もいたします。それはどうなんですか。

【坂野長官】 ご指摘のとおりだと思います。発注者責任というものは私どもは負う必要がある。おっしゃるように、その責任を果たす上で、まずは入札等の場合にあっては資格審査をきちんと行う必要がある。その資格審査と同時に、また仕様書の中にもそういう

条件をきちんと書き込んで、その仕様書の条件を満足するかどうかという、今度入札前の審査というのもきちんとやる必要がある。

もう1つは、実際に委託をした後において、その業務が仕様書に定められた質を満足しているかどうかということについての点検と監督を行う責任がある。これは通常の委託において、当然、私どもとして負わなければならない責任であるし、このフルキャストのケースについては、結果的にではございましたけれども、その点について私どもは反省すべき点があると考えております。

それから、コールセンターのオペレーターについても、私どもは今申し上げたような発注者責任を確保する考え方で資格審査その他をやって、発注をいたしております。また、その後のチェックもやっております。完全に100%十分な点検、指導体制がとれているか等については、私どもは記録問題その他の作業で相当なマンパワーをとられている関係上、実は、常時、数人が張りついて各センターで常にチェックするという体制が十分確保できないケースもありますが、できるだけ職員を監督者として、あるいは管理者としてその職場に駐在させて、業務の執行状況について監督する体制は確保したい。そういうつもりで私どもは仕事を進めているということでございます。

【住田委員】 今のお話を聞いていますと、派遣と請負契約を混同した意識でいらっしゃるのではないですか。派遣はあくまでも派遣先がその指揮監督のもとに派遣された労働者を使用しているので、使用監督責任は完全に派遣された社保庁にあるわけです。監督業務を置くわけにいきませんという言い方は、ちょっと派遣等の関係からいくと、問題があるような気がいたします。請負ではないということを引きちと把握された上で、派遣の中で派遣労働者をどういうふうに使って監督するか。そして、その中で適性がない場合には、直ちにどういう対応をするかということに関してももう一遍認識を確定させた上で、今後もう1回お話しいただいたほうがいいかと思えます。

【坂野長官】 わかりました。もうちょっときちんと整理をして申し上げたいと思えます。

【岩瀬委員】 今の住田先生の質問で、関連なんですけれども、社会保険庁職員は常時コールセンターにはいないということによろしいわけですか。

【社会保険庁】 まず1つは、席数が非常に拡大しましたときに、すべてのところに置けなかった時期もございましたけれども、今はそれぞれのコールセンター、外注しているところにつきましても、社会保険庁の職員を配置しております。

【岩瀬委員】 必ず毎日いるんですか。

【社会保険庁】 はい、配置するようにしております。

【岩瀬委員】 いつからですか。

【社会保険庁】 すみません。記録がありませんので正確に申せませんが、2月中旬ぐらいから既にそういう体制がとれるようにしております。

それから今、住田先生からご指摘がありました点についてでございます。確かに個別の委託されたベンダーが集めました契約社員かもしれませんし、派遣の社員かもしれませんが、そういった職員に対しまして私どもの社会保険庁職員が直接の個々のオペレーターに対しまして指示をしてしまいますと、先生ご指摘のように偽装の請負の話になりかねない問題を内在しております。私どもはルールといたしまして管理者、そのベンダーのコールセンターごとに代表の責任者を必ず1人置いておりますので、何か問題があるときにはこういう問題があったということを管理者を通じてお伝えし、管理者がベンダーの中の責任を管理するという形で、派遣の方について直接私どもが管理するという形をとらないで、業務の適性を確保するようにしております。

【岩瀬委員】 すみません。もう1点重要なことなのでお聞きしたいんですが、今、コールセンターはKDDIエボルバともしもしホットラインと契約を結んでいるわけですね。KDDIエボルバ及びもしもしホットラインが、他の派遣業者に席数を何席か再委託しているということはないわけですか。

【社会保険庁】 それはございません。委託している部分の席数は必ず彼らの直轄のコールセンターを用意しまして、そこでやっております。

【岩瀬委員】 ということは、そのAという派遣会社が、KDDIエボルバ及びもしもしホットラインと契約を結んでいるということはないということですか。

【社会保険庁】 あるベンダーが人を集めるときの形態といたしまして、例えばどこかのA社、派遣業者から人を集めるという形態はございます。

【岩瀬委員】 どういうことですか。

【社会保険庁】 みずからの契約社員として人を集める部分につきまして。

【岩瀬委員】 では、あそのコールセンターにいるオペレーターの方は、全員KDDIエボルバか、もしもしホットラインと契約を結んでいるということではないわけですね。だから、あるA社が人を集めてきて、それを紹介するにしろ、契約関係というのは、オペレーターとコールセンターの運営会社との契約は一本化されているということですか。そ

ここにA社が入って、A社とコールセンターと運営会社が契約しているということはないわけですか。

【社会保険庁】 指揮監督、直接の雇用契約です。

【岩瀬委員】 全オペレーターは全部、2社と契約しているということで間違いはないですか。

【社会保険庁】 それで正しいと思います。ただし事実関係を確認しまして、またご報告させていただきます。

【岩瀬委員】 もしそうでなかったら、どんな問題が発生するのでしょうか。間に別の法人が入っているという場合。

【社会保険庁】 派遣業法に基づいてのお話でございますので、契約が多分、1本でおさまらない可能性があると思っておりますが、その事実関係を確認いたします。

【岩瀬委員】 1本でおさまってないとおかしいんじゃないんですか。

【磯村委員】 おさまってないと孫請けになる。

【社会保険庁】 孫請けの形にしないように、厚生労働省として、関係する局と調整しながらやっておりますが、契約形態が何本そこで発生しているか、事実関係を確認させていただきたいと思います。

【磯村委員】 これは最後、お願いなんですけど、いろんなことについてご返事をいただきたい、資料を教えていただきたいというお願いを十幾つお出ししてありますが、きょうそのうち出てきたのが資料5にあります3件だけなんです。それ以外の教えていただきたい事項については、お忘れにはなっていないんじゃないんでしょうけれども、これはたしか事務室のほうから確認をさせていただいていると思いますけれども。

多分、事務室のほうで整理してくださっていると思うんですけども、あと10項目ぐらいあるんです。お忙しいでしょうから、すぐには言いませんが、この2つだけ次回できたらお願いしたいなと思うことがございます。

それは1つは、これから年金の記録ということに関連いたしますと、厚生年金の標準報酬、国民年金の納付状況、免除も含めてですね、そういった記録を社会保険庁である程度正確なものにした上で、いろんな問い合わせに対応するというをおやりにならなきゃいかん場面が、夏なのか、秋なのか出てくるんじゃないかと思われま。今までは加入記録、職歴の記録の基礎年金番号との結びつきだけでございましたが、今度は年金金額を算定する基礎になる記録についての手当てをしなきゃいかん場面が出てくると思うんです。

その辺についての段取り、スケジュールはもうお持ちなんだろうと思うんですが、ぜひ早めに教えていただきたいなと思います。

それから、第2点は先ほどの市町村のウィンドウ端末の関係ですが、これは大変心強いお話をいただきましたので、これもなるべく早めに教えていただきたい。

それ以外の部分につきましては、別に急がないというわけじゃないんですけども、お忘れなく必要に応じて教えていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

【坂野長官】 宿題の確認は、私どもとして事務局ともう一度きちんとさせていただきたいと思います。

【村岡委員】 繰り返し、資料2の3ページの図っているような見方ができるんですよね。これからこれは情報を解析されるでしょうが、社保庁さんは当然、統計の専門家の方がいらっしゃると思いますよ。または皆さんもそうかもしれませんけれども、ここから先は統計的な正当性で議論をするしかないと思うんです。最後の1人までデータを集めるのは難しいと思いますので、ぜひ統計的な正当性でデータを集められて、それでご説明になるべきだと思います。

【葛西委員長】 時間もそろそろ予定の時間になりました。ご質問も一通り終わったと思います。よろしいでしょうか。

それでは、きょうは大変ご苦労さまでした。また今後ともよろしくお願いしたいと思います。ご苦労さまでした。

( 社会保険庁退室 )

【葛西委員長】 それでは、委員会の議事はこれまでということにさせていただきます。

それでは、大変ご熱心な議論、ありがとうございました。これで終了とさせていただきます。次回は3月19日の14時からということですのでよろしくお願い致します。